

美濃市心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業 募集要項



皆さんの「まちづくり活動」を応援します！

1. 趣旨

美濃市では、『心豊かな市民性』を育むとともに、『住みよい活力ある地域』づくりを広く進めるため、市民の皆さんが行う自発的なまちづくり活動に対して助成金を交付しています。

2. 助成金

事業を進める上で必要となる経費の4分の3（上限100万円）

※ただし、入場料、広告収入等の収入により総収入額が総支出額を超えた場合、超えた分を助成金から差し引きます。

3. 助成の対象となる活動

単年度の間（4月～翌年3月末）に実施される事業で、次のいずれかに該当するまちづくり活動が対象となります。

■人材育成事業

次代を担う青少年の健全な育成に資する活動や、教育・文化・福祉・産業等のさまざまな分野における指導的・先駆的人材の育成に資する活動。

■地域の活性化事業

市民の皆さんによる自発的な地域の活性化活動。

■その他、助成することが適当と認められる活動

※備品購入が主な目的となる事業は、助成の対象事業になりません。

4. 応募資格

美濃市内に活動拠点を有する市民団体、あるいは美濃市を中心に活動を行うものが対象となります。ただし、以下に該当する場合は助成の対象となりません。

■公共の福祉、公序良俗に反すると認められるもの

■宗教的または政治的活動と認められるもの

■過去すでに3回この助成金を受けたことがある活動

※同一事業は3回までが助成対象となります。

■同年度内にすでに助成金を受けたことがある団体

※1団体あたり1年につき1つの事業のみが助成対象となります。

■国、県、市又はその他の団体から助成を受けていないこと

例えばこんな事業を応援します！！

- ・青少年の自然体験教室の開催
 - ・公民館活動の充実、生涯学習事業の開催
 - ・スポーツや文化芸能等に関する講演会等の開催
 - ・地域特産品の開発や地場産業の育成
 - ・地域ブランド・イメージアップのための事業
 - ・地域活性化イベントの開催
 - ・子育てに関する講演会等の開催
 - ・予防介護に関する事業・講演会等の開催
- ※上記の事例でも、内容によっては助成対象とならない場合がありますのでご注意ください。

5. 受付期間・窓口

応募の受付は、一般募集と下半期募集の年2回行っています。なお、応募受付時に要望書の内容の詳細についてお伺いしますので、ご本人又は代表者等の事業内容が分かる方が直接ご持参ください。

【受付期間】

募集の種類	受け付ける事業	受付締切日
一般募集	4月から翌年3月末までの1年の間に行う事業	毎年1月末日まで
下半期募集	10月から翌年3月末までの半年の間に行う事業	毎年7月末日まで
随時募集	小規模な事業（事業費が30万円以下のもの）	随時受け付け

※受付締切日について、月末日が土日・祝日の場合は、その前の平日。

【申し込み先】

市役所3階 総合政策課 企画政策係（TEL0575-33-1122 内線342）

※受付は土日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

【提出書類】

- ・ 要望書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 事業収支予算書
- ・ その他、団体等の概要がわかるものや、事業内容がわかる資料等

※提出書類の様式は、市ホームページの「心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業」のページからダウンロードできます。

6. 助成の決定

提出いただいた要望書の内容を「心豊かな人づくり・活気ある地域づくり推進協議会」で審査し、その審査結果を受け、市長が助成決定の可否と助成金額（減額の場合があります）を決定します。

7. 助成金の申請と活動報告

要望書の内容を審査し、助成決定された団体等には、改めて申請書等を提出していただきます。活動が終了した場合は、実績報告書を提出していただきます。また、必要に応じて中間報告をお願いする場合があります。

8. 助成金の交付

助成金は、実績報告書を提出いただいた後に交付します。ただし、必要と認められる場合は一部、概算前渡しで交付することができます。

9. その他

助成対象となった事業については、ポスター、チラシ等の印刷物を発行する際に「平成〇年度美濃市中心豊かな人づくり・活気ある地域づくり助成事業」と表示していただきます。

事業に関する相談や申込方法などの相談は随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】美濃市役所 総合政策課 企画政策係（3階）

TEL：0575-33-1122（内線342） FAX：0575-35-2059

Eメール：sougouseisaku_220@city.mino.lg.jp